

令和7年1月31日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

紫波町長 熊谷 泉

市町村名 (市町村コード)	紫波町 (03321)
地域名 (地域内農業集落名)	彦部地区 (彦部南向、彦部北向)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月15日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は中山間地域に属している農地が多く、ほ場区画が狭小で法面が急こう配かつ長大など、農作業にとって働きにくい農地が多く存在している。このことから、離農等により誰かに農地を貸したくても借りてもらえない、担い手が規模拡大したくても集積・集約しにくい状況にある。また、農地だけでなく水利施設や農作業道に関しても、経年劣化や破損による機能喪失、古い規格で整備されたままのため使いにくいなどの課題がある。このほかにも、農業者の高齢化や後継者不在、クマやシカ等の鳥獣被害の拡大、慢性的な用水不足や各種農業経費の高騰による農業経営の圧迫など、農業に関する課題は山積している状況にある。

これらの課題を解決するため、今後は農家だけでなく地域住民などを交えた地域全体で、彦部地区の農業や農村環境を維持・発展させていくための方針や取組を検討していく必要がある。

地域の主要作物: 水稻、小麦、飼料作物、野菜(キュウリ、トマトなど)

(2) 地域における農業の将来の在り方

地域農業を維持・発展させるため、農業者だけでなく、地域住民と農業者が一体となって農地利用・農地保全を進める体制を構築し、農業に関する地域課題を解決するための各種取組を実施していく。

- ・農地に関しては、法人を中心に担い手への集積集約化を図り、基盤整備事業も同時に進めることで、耕作者が働きやすい環境整備を進める。
- ・農作業に関しては、スマート農業の導入を積極的に進め、作業の効率化と負担軽減を図る。
- ・労働力に関しては、新規就農者の確保・育成を進めるとともに、地区外からの労働者確保(雇用就農)という形でも農業の担い手を確保し、地域全体で農業に関する労働力を確保していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	363.92 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	363.92 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	- ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

基本的には、農業振興地域農用地区域内の農用地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域としつつ、条件的に農業利用が困難な地域における農地は保全・管理を行う区域とする。また、すでに何年も耕作されず、農地として復旧させることが困難な土地については、林地など非農地化を進める。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・法人等担い手への集積集約化を促進し、担い手農家や農業者が働きやすい環境整備を進める。 ・同時に、農地所有者に対しても農地の集積集約化に関し意向確認や周知を行い、地域全体で理解を深めて行く取り組みを行う。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・法人等担い手への集積集約化を基本としつつ、農地所有者の意向を確認し理解を得ながら、地域全体で農地中間管理事業を活用した農地集積集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
・行政や土地改良区と連携し、基盤整備事業を実施して条件の良い働きやすい環境を整備し、担い手農家や作付け希望者を募集、受け入れて農業を続けられるようにしていく。また、多面的機能支払交付金や中山間地域等直接支払交付金も活用し、これ以上農家負担を増やさず、用水供給施設を重点的に農業用施設の整備を進める。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・行政やJAと連携し、新規就農者を積極的に募集し受け入れ、地域ぐるみで栽培技術指導や農業機械の調達、農地のあっせんなどの支援を行っていく。 ・地区外からも労働者を呼び込み、雇用就農のような形で農業の働き手を確保していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・行政等関係機関からの情報提供を受けながら、草刈作業を中心に農業支援サービス事業者の活用も検討を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①クマやシカによる鳥獣被害が拡大しているため、従来の電気柵設置や地域全体での見回りなどの対策を進めつつ、今後はICT技術を活用した監視・捕獲体制の導入など、より効果的かつ省力的な対策を検討・進めていく。
- ③中山間地域特有の急傾斜かつ長大な法面が多いため、高性能なりモコン式草刈機を導入し、農家の負担軽減を図っていく。そのほかにも、ドローンによる防除や肥料散布など、農業作業の負担軽減や省力化を積極的に進めていく。
- ⑦多面的機能支払交付金活動組織や中山間地域等直接支払交付金集落協定と連携し、地域ぐるみで農村環境や農地等の保全・管理を進めていく。

令和7年1月31日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

紫波町長 熊谷 泉

市町村名 (市町村コード)	紫波町 (03321)	
地域名 (地域内農業集落名)	彦部地区 (大巻)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年1月31日 (第2回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は主に平地農業地域に属しており、水田は30～100aで用水はパイプライン化されたほ場が多いものの、山際の一部の農地が中山間地域で狭小・不整形で農業者にとって働きにくい農地が存在している。また、地区内農地の多くが、農事組合法人や認定農業者等の担い手農家に集積されているものの、耕作者毎の集約化・団地化までは至っていない状況である。

農業に携わる人に関しては、農業者の高齢化や後継者不在が課題となっており、現状のままでは将来の担い手が不足することが予想される。そのほかにも、現状のほ場区画では大型農業機械が入れないため農作業の効率化が進まない、水利施設や農道の経年劣化や破損による機能喪失、山際の中山間地域での鳥獣被害の課題がある。

これらの課題を解決するため、今後は農家だけでなく地域住民などを交えた地域全体で、彦部地区の農業や農村環境を維持・発展させていくための方針や取組を検討していく必要がある。

地域の主要作物: 水稻、小麦、野菜(キュウリなど)、飼料作物、果樹(ブドウなど)

(2) 地域における農業の将来の在り方

地域農業を維持・発展させるため、農業者だけでなく、地域住民と農業者が一体となって農地利用・農地保全を進める体制を構築し、農業に関する地域課題を解決するための各種取組を実施していく。

・農地に関しては、法人等担い手への集積集約化を図り、基盤整備事業の実施も検討しつつ、耕作者が働きやすい環境整備を進める。

・大巻地区全体の経営計画を検討し、地域農業が継続していける営農形態を検討、実行していく。

・労働力に関しては、新規就農者の確保・育成を進めるとともに、地区外からの労働者確保(雇用就農)という形で農業の担い手を確保し、地域全体で農業に関する労働力を確保していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	165.37 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	165.37 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	- ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

基本的には、農業振興地域農用地区域内の農用地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域としつつ、条件的に農業利用が困難な地域における農地は保全・管理を行う区域とする。また、すでに何年も耕作されず、農地として復旧させることが困難な土地については、非農地化を進める。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
<ul style="list-style-type: none"> ・法人等担い手への集積集約化を促進し、担い手農家や農業者が働きやすい環境整備を進める。 ・同時に、農地所有者に対しても農地の集積集約化に関し意向確認や周知を行い、地域全体で理解を深めて行く取り組みを行う。 ・法人等担い手だけでなく、個別農家も継続して農地利用を行っていただけるよう、地区全体で連携調整を図る。
(2)農地中間管理機構の活用方針
<ul style="list-style-type: none"> ・法人等担い手への集積集約化を基本としつつ、農地所有者の意向を確認し理解を得ながら、地域全体で農地中間管理事業を活用した農地集積集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
<ul style="list-style-type: none"> ・行政や土地改良区と連携し、基盤整備事業の実施を検討し、担い手農家や農作業従事者が働きやすい環境整備を進める。多面的機能支払交付金や中山間地域等直接支払交付金も活用し、これ以上農家負担を増やさず、特に改修が必要な水路施設を重点的に整備を進める。 ・ほ場区画に関しては、法人等の大規模経営体への集積集約化を考慮し、畦畔除去等による大区画化を検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
<ul style="list-style-type: none"> ・行政やJAと連携し、新規就農者を積極的に募集し受け入れ、地域ぐるみで栽培技術指導や農業機械の調達、農地のあっせんなどの支援を行っていく。 ・地区外からも労働者を呼び込み、雇用就農のような形で農業の働き手を確保していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
<ul style="list-style-type: none"> ・行政等関係機関からの情報提供を受けながら、草刈作業を中心に農業支援サービス事業者の活用も検討を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①クマやシカによる鳥獣被害が拡大しているため、従来の電気柵設置や地域全体での見回りなどの対策を進めつつ、今後はICT技術を活用した監視・捕獲体制の導入など、より効果的かつ省力的な対策を検討・進めていく。
- ③高性能なりモコン式草刈機や農薬散布用ドローンの導入を検討し、農業作業の負担軽減や省力化を積極的に進めていく。
- ⑦多面的機能支払交付金活動組織や中山間地域等直接支払交付金集落協定と連携し、地域ぐるみで農村環境や農地等の保全・管理を進めていく。
- ⑧乾燥調製施設について、JAと連携し既存の共同利用施設を活用しながら、それを補完する個人所有小規模施設の整備や共同利用も検討していく。

令和7年1月31日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

紫波町長 熊谷 泉

市町村名 (市町村コード)	紫波町 (03321)	
地域名 (地域内農業集落名)	彦部地区 (星山)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月15日 (第2回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は主に平地農業地域に属しており、現在地区内で県営基盤整備事業が実施され、水田は30～100aで区画整理され、用水はパイプライン化となっている。基盤整備事業区域外の農地については、狭小・不整形で農業者にとって働きにくいものとなっている。また、地区内農地の多くが、農事組合法人や認定農業者等の担い手農家に集積されているものの、耕作者毎の集約化・団地化までは至っていない状況である。

地域内における認定農業者は、農業法人星山営農生産組合、農業法人ゆいっこの里犬草の2法人与5名の個人となっており、高齢化・後継者問題の関係から個人は減少することが予想される。また、個人認定農業者2名は畜産との複合経営であり、ここ数年において耕種を中心とした経営の認定農業者は、法人のみとなる可能性が高い。認定農業者は、基盤整備事業区域外においても多くの面積を耕作していることもあり、事業区域外の所有者が経営を中止した場合は、その相続者の意向もあるが受け手不足が懸念される。

地域内における新規認定農業者の可能性は低いものの、担い手と目される方々は生産組合のオペレーターとして参画している。

地域の主要作物: 水稲、小麦、牧草、WCS

(2) 地域における農業の将来の在り方

当地区は、令和8年度には基盤整備事業が完成(本登記完了)予定であり、基盤整備事業完了後のほ場において耕種が中心の営農携帯となっていくと考えられる。前述で述べたとおり、今後は生産組合が中核となって地域農業を守っていくことが予想される。このことから地域農業の将来は、営農組合の経営方針に大きく影響され、地域における農業を守るためには、営農組合の永続的経営と発展が重要である。

- ・基盤整備事業区域内 営農組合が中心となり営農を維持する。
- ・基盤整備事業区域外 所有者の個人管理が基本となる。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	185.69 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	185.69 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	- ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

基本的には、農業振興地域農用地区域内の農用地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域としつつ、条件的に農業利用が困難な地域における農地は保全・管理を行う区域とする。また、すでに何年も耕作されず、農地として復旧させることが困難な土地については、非農地化を進める。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・基盤整備事業と併せて生産組合や認定農業者等の担い手への農地集積、集約化を進めてきており、今後も現状を継続していく。 ・基盤整備事業区域外の農地については、農地利用改善団体を中心に検討していく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・所有者、農地中間管理機構、耕作者の3者契約を基本とし、生産組合等担い手への集積集約を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
・現在、地区内で基盤整備事業が実施中であるため、事業区域外について多面的機能支払交付金等を活用し、耕作者が働きやすい環境を進める。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・地域柄、果樹の栽培には適していないことから耕種が基本となるが、向こう10年間は畜産複合経営農家が3件(認定農業者)経営を継続するものと考えられる。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・現時点では、農業支援サービス事業者の利用は検討していないものの、今後離農や人口減少による労働力不足は懸念されるため、事業者に関する情報収集など活用に向けた準備を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①鳥獣被害防止対策他

朝日田・星山上通りの里山地域において、鹿、猪の被害が見受けられることから、地域全体の対策が必要。何らかの補助事業等があれば活用したい。また、同地区における山林の成長による日照不足が発生している場所があることから、伐採等の措置が必要。(所有者同意が必要)

②保全・管理等

農地保全の観点から、畦畔の草刈のみならず、町道・県道の法面、山林境界地等の清掃(草刈)が必要であり、共同作業による対応も検討が必要。地域における保全管理体制の確立が重要となる。(地区住民における荷役・日当等の設定等)